

●申請方法●

- 申請先：南国市役所 総務課 「臨時福祉給付金」 窓口
福祉事務所 「子育て世帯臨時特例給付金」 窓口
平成26年1月1日時点で住民票が南国市にある方が対象です。
- 申請期間：平成26年7月1日(火)～10月1日(水)当日消印有効
- 提出書類：申請書及び本人確認・受取口座が確認できる書類の写し。

詳しい申請方法については、6月下旬から7月上旬にかけてお届けする申請の案内をご覧ください（支給要件を満たすと思われる方にお送りします）。

本人確認書類

住民基本台帳カード、運転免許証、保険証、パスポートなどの写し

指定した口座が確認できる書類

金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し

「子育て世帯臨時特例給付金」：児童手当の受取口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。

●給付金の受取方法●

- 申請書に記載した指定口座に入金されます。
※金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には別途対応します。

●ご注意●

- 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。
- 原則として、申請期間外の申請や平成26年1月1日時点で南国市に住民票がない方の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
※一定の住居を持たない方でいずれの市区町村にも住民票がない方については、平成26年1月2日以降であっても南国市で住民票の手続きを行えば申請を行うことができます。
- ※DV被害者や児童福祉施設などに入所している児童などで、他の市区町村から住民票を移さずに南国市にお住まいの方については、南国市で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。
- 申請期間などは、各市区町村により異なります。南国市以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。
- 高齢基礎年金など、臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当などの裁定などの請求が可能で、まだ行っていない方は、平成26年9月30日までに裁定などの請求を行っていただく必要があります。
※参考資料（4ページ）の「加算対象者」の要件に関する説明部分もお読みください。

●問い合わせ先●

●申請方法に関するお問い合わせ

南国市役所 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金 窓口
平成26年6月23日(月)開設予定 (☎088-880-6580)

●制度に関するお問い合わせ

厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル (☎0570-037-192)

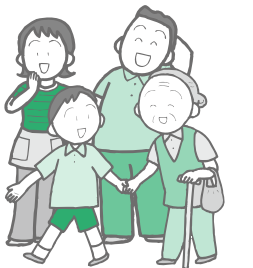
消費税率の引き上げに際し、2つの給付金についてお知らせします。

臨時福祉給付金

支給要件

●支給対象者

- ・平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。
ただし、〔・課税されている方の扶養親族
・生活保護の受給者 など〕は除きます。



●支給額

- ・1人につき 10,000円
- ・参考資料（4ページ）の「加算対象者」は1人につき 5,000円 を加算

表1【住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）】

（給与所得者）		（公的年金等受給者）	
区 分	非課税限度額※ （給与収入ベース）	区 分	非課税限度額※ （年金収入ベース）
単 身	93万円	単 身	65歳以上 148万円
夫 婦	137.8万円		65歳未満 98万円
夫婦子1人	168.3万円	夫 婦	65歳以上 192.8万円
夫婦子2人	209.9万円		65歳未満 147万円

※南国市（生活保護基準の3級地）における非課税限度額

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

●支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満（表2の限度額目安未満かどうか）
※特例給付とは、所得が高額な方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

●対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

- ただし、〔・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
・生活保護の受給者である児童 など〕は除きます。



●支給額

対象児童1人につき 10,000円

- 公務員の方は、各所属庁から配布されている書類を申請期間中に窓口へ提出してください。

表2【児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）】

区分 （扶養親族等の数）	限度額目安 （給与収入ベース）
子1人（1人）	875.6万円
夫婦子1人（2人）	917.8万円
夫婦子2人（3人）	960万円